

## 地方分権・地域主権改革の経緯について

平 5. 6	・ 地方分権推進に関する決議
7. 5	・ 地方分権推進法成立
8. 12～9. 10	・ 第1次勧告～第4次勧告(地方分権推進委員会)
11. 7	・ 地方分権一括法成立(機関委任事務制度の廃止)
12. 9	○権限移譲に関する実施計画
16～18	・ 三位一体の改革
18. 2	○さらなる権限移譲基本計画(計画移譲事務 74事務)
18. 12	・ 地方分権改革推進法成立(19. 4. 1～22. 3. 31の時限立法)
20. 5	・ 第1次勧告(国と地方の役割分担の基本的考え方、重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体等への権限移譲と自由度の拡大等)(地方分権改革推進委員会)
20. 12	・ 第2次勧告(義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し)(同上)
21. 3	・ 出先機関の改革に係る工程表(国:地方分権改革推進本部)
21. 4	・ 国直轄事業負担金に関する意見(地方分権改革推進委員会)
	○中核市移行に伴い、大津市保健所開設
21. 10	・ 第3次勧告(義務づけ・枠付けの見直し等)(同上)
21. 11	・ 第4次勧告(地方税財源のあり方等)(同上)
	・ 地域主権戦略会議設置
22. 6	・ 地域主権戦略大綱閣議決定
22. 12	・ アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～閣議決定
23. 4	・ 第1次一括法、国と地方の協議の場法、改正地方自治法成立
	・ ひも付き補助金の一括交付金化(地域自主戦略交付金の創設)
23. 8	・ 第2次一括法成立
23. 11	・ 第3次一括法閣議決定
24. 4	・ 地域自主戦略交付金拡充(政令市分創設、増額拡大)

## 地域主権戦略大綱

平成 22 年 6 月閣議決定

- 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが出来るようにするための改革」
- 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成 24 年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方政策の効果的・効率的な推進を図る。